

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 文化・観光局 文化課文化財保護・活用室

法令名	銃砲刀剣類所持等取締法			法令番号	昭和33年法律第6号			
手続名	美術刀剣類の製作の承認			根拠条項	第18条の2第1項			
審査基準	<p>○美術刀剣類製作承認規則（平成4年文部省令第3号）</p> <p>第2条</p> <p>2 都道府県の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた都道府県にあっては、当該都道府県の知事。次項において同じ。）は、製作しようとする刀剣類が美術品として価値のあるものであり、かつ、製作担当者が刀剣類の製作につき承認を受けたことのある者（承認を受けた刀剣類の製作を担当したことのある者を含む。）である場合には、申請に係る刀剣類の製作を承認するものとする。</p>							
	受付機関	文化課文化財保護・活用室	処理機関	文化課文化財保護・活用室	交付機関	文化課文化財保護・活用室	標準処理期間 7日	目次 No.
						標準経由期間 日		